

親鸞における自然法爾の思想

大谷大学 教授 寺川俊昭

- (一) 親鸞が展開した独自の思想の中で、ことに幅広い関心と、また多岐にわたる解釈を生んでいるものの一つに、いわゆる「自然法爾」の思想がある。しかもこの思想が、最晩年の親鸞の思想を代表するものであるとする了解も、一般に定着しているように思われる。この自然法爾の意味するところについての解釈のうち、代表的なものを三・四あげてみよう。
- (一) いわゆる「自然法爾」消息は、古代的社會から中世的社會への変革の途上に、この変革に対応した宗教思想の改革を、もつとも純粹な形で表現した親鸞が、最後に到達した境位を端的に表わした法語。（森 章吉氏）
- (二) 自然法爾の世界こそ、親鸞が最後に到達した仏智不思議の世界。（石田慶和氏）
- (三) 自然とは、もののことわりの儘に任すということである。自ら理の必然に従うということである。従ってそれは最も根本的な意味において合理的である。……それ故自然とは、そのまま放任するとか、成り行きに任せるとか、ということではなくして、自然の道理、如來の道理、如來の真実に順應することである。（星野元豊氏）
- (四) 「躍蹄歡喜の心おろそか」であり、又、「急ぎ淨土へ参りたき心」もない煩惱具足の凡夫の生活が、そのまま本願に乗托する生活として、限りなき意義をもつのである。自然法爾とはその
- (五) 自然法爾の法則に抵抗する私意のはからいを否定し、自然のままに生死を迎えるとする事。もし運命という語を用いることが許されるのならば、運命のままに生き、そして死ぬことを意味する。……一つの東洋的自然觀。（森三樹三郎氏）
- これらの解釈の根底に、共通的理解があるようと思われる。それは、
- 自然法爾とは、一切のものごとを成り立たせている、存在の理法を意味する言葉である。（伊藤博之氏）
- という了解に、端的に表明されているような理解であろう。
- このようないっぽ通念化した了解に対して、私は十分に首肯できないものを感じる。そうではなくて、私はこの自然法爾の思想を、次のように解すべきであると考える。即ち、本願の名号に帰することによつて、その本願のはたらきにより、衆生は自然に証大涅槃の道に立つのである。このようない、本願の名号が実現するものについての、晩年の親鸞がもつに至つた独創的な了解の表明にはならないと解するのである。
- 自然法爾の思想を伝える資料が、現在三つある。
- (一) 顯智の古写書簡（親鸞八十六歳、正嘉二歳十二月日の日付）
- (二) 『末灯鈔』五通目の書簡（親鸞八十六歳、正嘉三年十二月十四日の日付）
- (三) 文明開版『三帖和讀』の巻末の法語（親鸞八十八歳御筆から始まる法語）
- このうち、(一)と(三)はほぼ同文であるが、(二)は(一)・(三)の冒頭にして、

る。そして最初に挙げたような、多くの自然法爾の理解は、(二)の資料に依ってなされることが多いようと思われる。従つて獲得名号を踏まえないで自然法爾といふことが理解されることとなり、前掲のように「一切の物事を成り立たせる存在の理法」というように、これがいわば独立し、実体があるかのように解釈されることがあるのである。

ところが(一)の資料に依れば、そうではない。まず獲得名号という事実があり、これを場として、自然法爾に、ある事柄が行者はからいを超えて実現するのだ。このように語ろうとしている

と解さなければ、この法語は意味をなさないのである。

(二) 「獲字は」、「得字は」、「名字は」、「号字は」という形でこの文章は書かれている。これは「文字のこころ」を解説しつつ自己の了解を語る、親鸞晩年の著作である『文意』の類と、全く同じ形式である。当然のこと、この自然法爾の法語の場合も、先ず「獲得名号」という言葉が掲げられ、その「文字のこころ」を解説するという形で、この法語が語られたと解することが、無理のない了解であろう。果して顯智が書いたこの聞書は、「獲得名号自然法爾御書」という題を付して伝承されたのが、それが原意に近いというべきである。但し現在の(一)の資料にそれが欠けてるのは、顯智による『聞書』という止むを得ない理由に由る次落であろうか。

獲得名号という表現は、あるいは特異な表現であると感ぜられるかも知れぬ。しかしながら親鸞は、名号の獲得を語ると同じように、信楽の獲得をいう。(信卷)別序)名号といふ信楽というのは、本来如来に属するものでありつつ衆生に対してはたきかけるものと表わすのであるが、それを敢えて「獲得」というところ

に、名号に帰した親鸞の確信の鮮烈さを見るべきであろう。本願に帰した身に、如來が南無阿弥陀仏と名のり出るという、こういう本願の名号に帰した親鸞の自覺の、鮮明な表現である。その表白が南無阿弥陀仏、即ち帰命尽十方無碍光如來であるが、この本願の信にはたらく道理が、『自然法爾』という言葉で語られているのである。それをこの法語は、誓願の名号のはたらきとして語り表わす。このように解するならば、自然法爾の思想は、親鸞における一つの『名号論』というべきではなかろうか。

(三) 自然法爾の思想の背景には、親鸞の独自の名号理解があることを思う。それを象徴的にい表わせば、「行巻」所引の宗曉の言葉、「真理の一言」が最も適切であるかも知れない。そうすると、獲得名号を語る親鸞には、強烈な「真理の体験」というべきものがあつたと了解することができるであろう。即ち真理=眞実のはたらきの中に自身を見い出すという、信仰的覚知である。のみならずこの真実を更に根源的に推求して、真如一実、即ち無上大涅槃と自証していくところに、親鸞の極めて創造的な信仰の自覺化がある。こうして『唯信鈔文意』は、次のような独創的な名号の意味把握を語る。

この如來の尊号は不可称、不可説、不可思議にましまして、一切衆生をして無上大般涅槃にいたらしめたまう、大慈大悲の誓いの御なり。

全く同じ名号理解が、『尊号真像銘文』に、『大經』の「其仏本願力 聞名欲往生 皆悉到彼國 自致不退転」の解釈に託して、次のように述べられていく。

「其仏本願力」というは、弥陀の本願力ともうすなり。

「聞名欲往生」というは、聞というは、如來のちがいの御な

を信ずともうすなり。

「欲往生」というは、安樂淨刹にうまれんとおもえとなり。

「皆悉到彼國」というは、おんちかいの御なを信じて、うま

れんとおもう人は、みなもれず、かの淨土にいたるともうす

御こころなり。

「自致不退転」というは、自ほおのすからという。おのすか

らといは、衆生のはからいにあらず。しからしめて不退のくら

いにいたらしむとなり。自然ということばなり。致とい

うは、いたるという。むねとすという。如來の本願の御なを

信する人は、自然に不退のくらいににならしむるをむねとす

べしとおもえとなり。不退といは、「仏にかならざるべき

身とさだまるくらいなり。これすなわち正定聚のくらいにい

たるをむねとすべしと、ときたまえる御のりなり。

そして自然法爾の法語が語られたと同じ年、親鸞八十六歳の時に

著わされたこの『銘文』の文章が、自然法爾の法語が語るものと

ほぼ同じ内容であることは、一読自ら明らかであろう。

如來の誓願のはたらきによつて、名号に帰した行者のはからい

を超えて、法爾自然に実現するものがある。法語の文章に依れば、

○「如來のちかいにてあるがゆえに」、

○「この如來のおんちかいなるがゆえに」、

○「この法（誓願の名号）の徳のゆえに」

しからしめるもの、それこそが、「南無阿彌陀仏とたのませたま

て、むかえんとはからわせたまいたる」こと、即ち「念佛往生」

そのことである、そして再応問えば、それこそが、「ちかいのよう

は、無上仏にならしめん。」ということにほかならない。「無上仏

にならしめる」とは、同じ頃書かれた「正像末和讃」の表現によ

れば、「無上覺をばざると」ということであり、「唯信鈔文意」に

いわゆる、「無上大般涅槃にいたらしめる」ということ、完全

に一つのことである。

このように尋ねてきて、私はこの自然法爾の思想は、決して特異のものではなく、親鸞がその晩年に積極的に展開した名号理解の一つであることを、改めて知るのである。それが最初に述べたように、「一切の事物を成り立たせる存在の理法」というような、親鸞の思想からすれば異質といふほかない理解に傾斜したのは、この法語の思想の全体を支えている「獲得名号」を、考察の中から欠落せしめたことに由来する、了解の偏りの故であろうか。